

平成 29 年 10 月 25 日

相談・通報窓口について

当社では、本年 1 月 16 日付でご案内致しましたとおり、健全な企業経営に資するためコンプライアンス違反などの未然防止および早期発見・早期解決を図ることを目的として、従来から相談窓口を設置していますが、このたび、より相談窓口を利用しやすくするため下記の通り一部制度を変更しました。

例えば、次のような行為を見聞きしたり、あるいは当社職員から強要された場合は相談窓口への相談をご検討ください。

- ・労働安全衛生法に違反する行為（所轄の労働基準監督署への報告が必要な事故や労働災害の発生を隠ぺいすること等）
- ・品質の不具合を隠蔽すること
- ・反社会的勢力と関係を持っていること、あるいは接触を図ろうとすること
- ・請負契約に係る不正行為（水増し請求等）
- ・職員からの金品の要求

これら以外でもコンプライアンスに関する疑問がある場合、当社職員から受けた指示がコンプライアンスに反するものかどうか判断に迷った場合等には相談窓口にご相談してください。通報者は「公益通報者保護法」の定めるところにより保護され、通報・相談を行ったことを理由として、通報者に対していかなる不利益な取扱いも行いません。また、通報等の内容および調査で得られた個人情報の開示致しません。

記

1. 相談窓口を従来の社内に加え、社外（弁護士事務所）にも設置しました。
2. 従来は、原則として匿名による通報は受け付けておりませんでした。ご希望の方は、匿名でも受け付けることとしました。
3. 調査・改善の結果はご報告できかねます。

4. 相談窓口

	社内相談窓口 (コンプライアンス室)	社外相談窓口 (色川法律事務所 夏住弁護士または鈴木弁護士)
電話の場合	06-6625-3575	06-6203-0012
ファックスの場合	06-6625-3702	06-6203-7111
電子メールの場合	compliance@okumuragumi.co.jp	compliance@irokawa.gr.jp
郵便の場合	〒545-8555 大阪市阿倍野区松崎町 2-2-2 株式会社奥村組コンプライアンス室	〒541-0041 大阪市中央区北浜 2-6-18 色川法律事務所 夏住弁護士または 鈴木弁護士